

平成 31 年度
産学官連携推進ネットワーク形成事業
公募要領

公 募 期 間 : 2019 年 4 月 1 日 (月) ~ 5 月 31 日 (金)

事前相談期間 : 2019 年 4 月 1 日 (月) ~ 5 月 29 日 (水)

※受付時間 月～金曜日 (祝祭日除く) 10:00～17:00 要予約

書類提出期間 : 2019 年 5 月 30 日 (木) ~ 5 月 31 日 (金)

※受付時間 10:00～17:00 提出締切 5月31日(金) 17:00

株式会社 沖縄 T L O

1.	事業概要.....	1
(1)	目的.....	1
(2)	支援内容.....	1
(3)	プロジェクト推進支援への提案者の条件.....	3
(4)	プロジェクト推進支援への提案内容の条件.....	4
(5)	プロジェクト実施体制.....	4
(6)	採択されたプロジェクトの実施期間（契約期間）.....	4
2.	応募手続.....	5
(1)	提案について.....	5
(2)	提案様式.....	5
(3)	提出する書類.....	5
(4)	公募・相談期間.....	7
(5)	応募締切.....	7
(6)	提案書類提出先および問い合わせ先.....	7
3.	提案の選定.....	8
(1)	選定方法.....	8
(2)	審査基準.....	8
(3)	採択までのスケジュール.....	10
(4)	結果の通知.....	10
4.	プロジェクトの実施.....	10
(1)	契約の締結.....	10
(2)	プロジェクト支援費.....	10
(3)	プロジェクト実施中の連絡調整等.....	10
(4)	プロジェクト終了時の手続き.....	10
(5)	プロジェクトの成果と報告義務.....	11
5.	事業費の積算書作成について（提案書【様式5】参照）.....	12

平成 31 年度 産学官連携推進ネットワーク形成事業 公募要領

株式会社沖縄TLOでは、平成 31 年度沖縄県産業振興基金事業を活用し、「産学官連携推進ネットワーク形成事業」を実施します。つきましては、県内企業の新製品・新サービスの創出や既存製品の付加価値向上のための「事業戦略等の構築検討プロジェクト」ならびに「研究開発プロジェクト」を以下の要領で公募します。

1. 事業概要

(1) 目的

今日の我が国においては、さまざまな分野の製品がグローバルな競争の中にあり、国内外の企業が作り出す商品群がシェア争いを繰り広げています。さらに商品のライフサイクルも短くなっており、より付加価値の高い商品を短期的に研究開発して市場投入していく必要があります。さらに、沖縄県の自立的な経済発展においても、付加価値の高い商品を市場へ投入していくことは重要であり、県内企業の有用な技術シーズを用いた新製品・新サービスの開発による「企業競争力」の強化が重要な課題となっています。

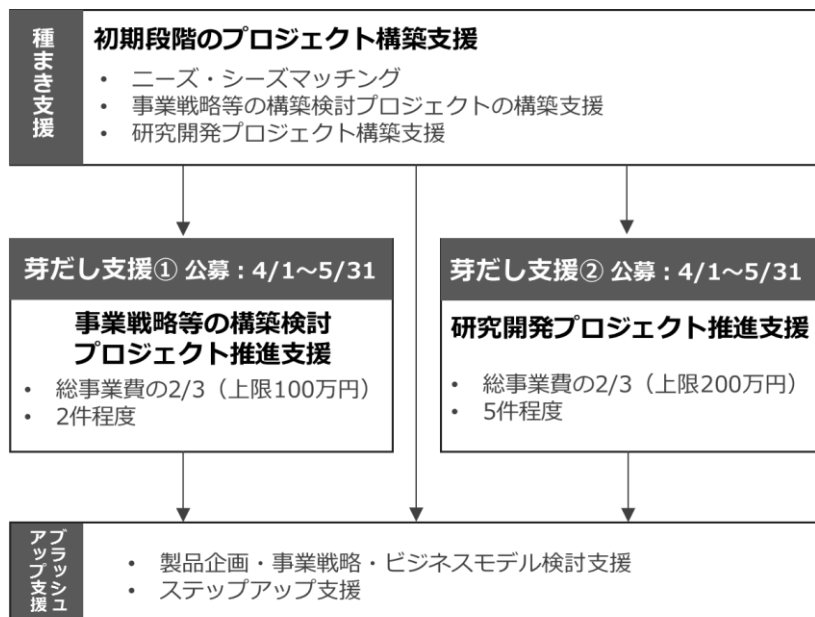
一方、県内の大学等には、企業が必要とする技術シーズや専門的知識を有する研究者等が数多く存在しており、これらをマッチングする等、県内産業の発展に活かすための継続的な取り組みが必要とされています。

そこで本事業では、企業と県内大学等の研究教育機関が連携し、企業が保有する新製品や新サービスのアイデア等を基本的な製品・サービスとするための研究開発を進めることにより、製品化や事業化を実現してもらうこと、また、次年度以降、他の支援事業への提案等、さらなるブラッシュアップを図ってもらうことを目的としています。

(2) 支援内容

本事業では、図 1 に示す 4 つの支援を実施します。

図 1. 支援の概要



① 初期段階のプロジェクト構築支援

(ニーズ・シーズマッチング、事業戦略等の構築検討プロジェクトの構築支援、研究開発プロジェクト構築支援)

新製品・新サービスの創出や既存商品の付加価値向上に向けた事業戦略等の構築の検討や研究開発に向けた計画等について、提案企業からの相談を受け企業ニーズに対応する県内大学等の研究者や技術シーズ等をマッチングし、共同体としてプロジェクトを推進する体制の構築を支援します。また、企業が抱える課題の明確化や目指すべき成果の整理等、初期段階のプロジェクト構築をサポートします。

② 事業戦略等の構築検討プロジェクト推進支援 (公募)

研究開発型の新製品・新サービスのアイデア等の実現に向け、その成功要因となる市場性、実現可能性を踏まえた製品コンセプト等をあらかじめ考え、誰の(顧客セグメント)、どのようなニーズを満たすものなのか(価値提案)、ニーズを満たすために製品仕様やサービス内容をどのように考えているか(Product)、市場に受け入れられる価格を想定しているか(Price)、どのような流通経路(チャンネル)を通し販売するのか(Place)、販売展開に際しどのような販売促進活動を行う予定なのか(Promotion)といったマーケティング戦略を十分検討し、研究開発に取り組むことが重要です。

そこで研究開発により創出される新たな製品やサービス等について、現在想定している内容や消費者ニーズ、競合他社の動向、市場規模等の情報を収集・整理し、専門家の指導のもと、SWOT分析、ポジショニングマップや想定するマーケティングミックス(製品・価格・流通・プロモーション)を検証するとともに、さらにそれらを踏まえた事業戦略等(事業戦略、研究開発戦略等)の構築検討に取り組む企業を支援します。

具体的には、産学連携による「事業戦略等の構築検討プロジェクト」の提案を募集し、審査により2件程度採択します。採択されたプロジェクトには、事業戦略等の構築検討にかかる総事業費の2/3以内、上限100万円(税込)をプロジェクト支援費として助成します。

③ 研究開発プロジェクト推進支援 (公募)

研究開発型の新製品や新サービスのアイデア等の実現や既存製品・サービスの高度化等に向け、大学等が有する技術シーズを活用し、企業と大学等の研究機関の連携(産学連携)により研究開発に取り組む企業を支援します。

具体的には、産学連携による「研究開発プロジェクト」の提案を募集し、審査により5件程度採択します。採択されたプロジェクトには、研究開発にかかる総事業費の2/3以内、上限200万円(税込)をプロジェクト支援費として助成します。

④ ブラッシュアップ支援(製品企画・事業戦略・ビジネスモデル等の検討支援、ステップアップ支援)

企業の事業戦略等の構築検討内容や研究開発成果を踏まえ、事業化の方向性等を確認しつつ、次の段階の提案公募型事業への提案支援を行います。また、提案企業の研究開発成果の製品・サービスについて、市場概況の確認、コンセプトの明確化等により、製品企画やビジネスモデルの検討等、研究開発フェーズに合わせた支援を実施します。

(3) プロジェクト推進支援への提案者の条件

以下の事項をすべて満たすものに限ります。

- ①沖縄県内に本社を有する民間企業等（以下「提案企業等」という。個人事業主、公益法人、第三セクター、NPO 各種団体等を含む。）であること。
- ②「事業戦略等の構築検討プロジェクト」への提案企業は、製品・サービス等の新規開発（または新規開発に相当する既存製品・サービス等の高度化）に係る計画を有しており、その計画実現に向けた市場性や実現可能性等を踏まえたマーケティングミックスの検証や事業戦略等の構築検討に関して、大学等（国公立大学、高等専門学校および短期大学をいう。以下同じ。）または公設試等（公設試験研究機関および独立行政法人の研究機関をいう。以下同じ。）と協同して実施する計画があり、実際に事業戦略等の構築検討に向けた共同体を形成しているか、もしくはその準備を進めていること。（※必要に応じて共同体形成のサポートを実施しますので、事務局にご相談ください。）
- ③「研究開発プロジェクト」への提案企業は、製品・サービス等の新規開発（または新規開発に相当する既存製品・サービス等の高度化）に係る計画を有しており、その実現に必要な研究開発に関して、大学等または公設試等と協同して実施する計画があり、実際に研究開発共同体を形成しているか、もしくはその準備を進めていること。なお、大学等および公設試等は、沖縄県内に所在するものとします。（※必要に応じて共同体形成のサポートを実施しますので、事務局にご相談ください。）
- ④大学等と共同体を形成し、提案企業としてプロジェクト全体をリードすること。また、提案企業内にプロジェクトリーダーを配置し、責任を持って積極的にプロジェクトを推進し、自社及び大学や公設試等の作業進捗状況、プロジェクトにかかる予算執行状況等について総合的に管理すること。
- ⑤提案応募に際して、事務局との事前相談を行うこと。（事前相談では提案するプロジェクトにおける取り組みの内容や実施体制が本事業の趣旨と合致しているか等の確認を行います。）
- ⑥支払義務のある各種税金及び社会保険料等を適正に支払っていること。
- ⑦本事業に係る経費やその他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
※本事業に係る書類は全て Microsoft Office (word、excel、power point) を使用します。
- ⑧事業を的確に遂行するために必要な資金を確保できること。
- ⑨共同体の全ての参画機関が、指名停止措置を受けていないこと。暴力団に該当しないこと。暴力団と密接な関係を有していないこと。

(4) プロジェクト推進支援への提案内容の条件

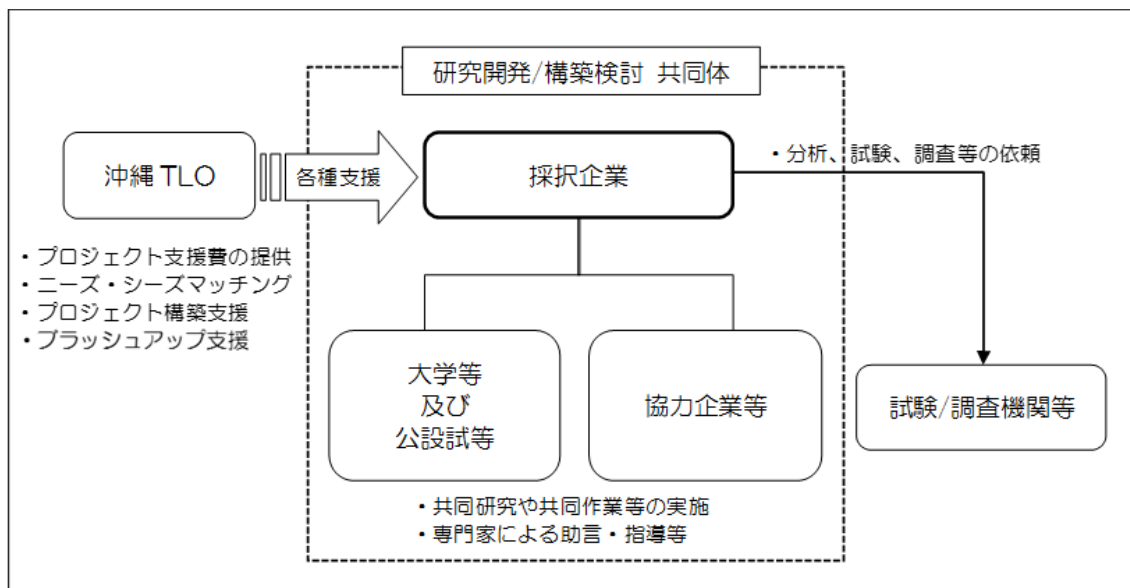
- ①本事業に応募した時点で他の事業に採択されていないテーマであること。
- ②大学等とともに進める必要がある事業戦略等の構築や研究開発の要素を有するテーマであること。

※提案企業が、本事業と同様のテーマで今年度の他の事業等に採択されている場合は、本事業において審査の対象から除外されます。また、本事業で採択された場合でも、その決定が取り消されることがありますのでご注意ください。

(5) プロジェクト実施体制

プロジェクトの実施体制は図 2 の通りです。

図 2. プロジェクト実施体制図



(6) 採択されたプロジェクトの実施期間（契約期間）

契約締結日（2019年7月上旬を予定）から2020年2月28日（金）までとなります。

2. 応募手続

(1) 提案について

「1. 事業概要（3）提案者の条件」を満たす者が、事務局指定の様式により提案書を作成し、書類提出期間内に株式会社沖縄TLOに提出してください。

(2) 提案様式

提案書の様式は、株式会社沖縄TLOのホームページからダウンロードしてください。

株式会社沖縄TLO <http://www.okinawa-tlo.com>

(3) 提出する書類

提出する書類は表1の通りです。なお、書類はA4版で作成してください。

FAXによる提出は受けませんので、ご注意ください。

表1. 提出書類

チェック欄	提出書類	内容
<input type="checkbox"/> 正本1部 <input type="checkbox"/> 副本10部	【様式1】 平成 31 年度産学官連携推進ネットワーク形成事業提案書 【様式2】 プロジェクト概要書 【様式3】 プロジェクト実施体制 【様式4】 スケジュール 【様式5】 積算書	正本：押印あり・片面カラー印刷・クリップ止め（ホッチキス止め不可） 副本：両面カラー印刷（本文がモノクロであれば、押印部分含めてモノクロ印刷可）・クリップ止め（ホッチキス止め不可）
<input type="checkbox"/> 正本1部	【様式6】 誓約書	提案企業、協力企業の全て
<input type="checkbox"/> コピー11部	定款	提案企業、協力企業の全て
<input type="checkbox"/> 正本1部	直近1ヶ年の事業に係る法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書	提案企業、協力企業の全て
<input type="checkbox"/> コピー11部	決算報告書 (直近1期分の貸借対照表、損益計算書)	提案企業、協力企業の全て
<input type="checkbox"/> 11部	参考資料 (会社案内、自社商品・研究開発紹介資料、新聞記事等)	提案企業、協力企業の全て

※提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

※提出書類は本事業の業務遂行のためのみ利用し、提案者の秘密は保持します。

※提出書類の返却は致しません。

(4) 公募・相談期間

公募および相談期間は、次の通りとします。

公募期間：2019年4月1日（月）～ 5月31日（金）

事前相談期間：2019年4月1日（月）～ 5月29日（水）

※ 応募に際しては事前相談を必須とします。相談期間中に提案内容や記入方法等をご相談下さい。

※ 相談を希望される方は、メールまたは電話にてお問い合わせください。

(5) 応募締切

書類提出期間：2019年5月30日（木）～5月31日（金）

書類提出締切：2019年5月31日（金）17:00（必着）

※ 書類提出は期間内の10:00～17:00に受け付けます。原則として本期間より前には受け付けできません。

※ 提出書類は郵送または持参で提出してください。

※ 提出書類は書類提出期間内でも、一度受理した提案書の差し替え等には応じません。

※ 提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(6) 提案書類提出先および問い合わせ先

株式会社沖縄TLO

平成31年度

産学官連携推進ネットワーク形成事業 事務局

(担当：^{たましろ}玉城、荻堂、又吉、高野、照屋、大城、廣瀬)

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人琉球大学 産学官連携棟3F

TEL：098-895-1701 FAX：098-993-7677

E-mail：nw@okinawa-tlo.com

HP：http://www.okinawa-tlo.com/

3. 提案の選定

(1) 選定方法

事務局が実施する一次審査を通過した提案は、本事業で設置する外部の有識者からなる審査委員会において、審査基準に基づき審査し、採択企業を決定します。

なお、審査委員会では、提案企業によるプレゼンテーションを予定しています。プレゼンテーションでは、提案企業が事前にパワーポイント（必須）で作成した資料を用いて提案内容や取り組み実施の必要性等を説明し、審査委員の質疑に応答します。

審査委員会の開催は6月下旬を予定しています。

(2) 審査基準

事業戦略等の構築検討プロジェクト

「事業戦略等の構築検討プロジェクト」への提案については、以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

I. 事業化可能性の評価

①市場参入の可能性

活用する技術シーズ等の適用領域の想定、及びそこでの優位性評価は妥当か。

想定している市場を十分把握しており、新しい市場への参入が期待できるか。

②商品・サービスの優位性

技術シーズを活用することで創出される製品やサービスの具体的イメージ及びその優位性、差別化の可能性の想定は妥当か。

③事業展開シナリオの有効性

想定している製品やサービスを事業化するシナリオのイメージがあり、有効に推進可能とみなせるか。

④継続的取り組みの可能性

本事業終了後も事業化を目指し、継続的に取り組むための経営力・事業推進力等があるか。またはこれらの構築が期待できるか。

II. 提案内容の評価

①テーマ設定と活動内容及び実施計画の妥当性

戦略構築の検討に必要なサブテーマが設定され、それぞれに適切な課題が設定されているか。

課題を解決するために必要な作業項目が設定されており、その内容・方法が適正に想定されているか。

期間内に実施可能な具体的かつ適正な計画が立てられているか。

②実施体制

提案内容の実施が可能な予算配分・社内体制が整っているか。

大学等との連携体制が構築されているか。

プロジェクトリーダーは計画を遂行する能力を備えているか。

Ⅲ. 地域振興に関する評価

沖縄型産業の創出および地域振興の可能性

提案内容は、本県が有する資源および特性等を活かしたものであるか。また、想定している製品・サービスの創出が実現することによって、地域振興への貢献が期待できるか。

研究開発プロジェクト

「研究開発プロジェクト」への提案については、以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

I. 研究要素の評価

①研究開発の必要性

大学等と協同して取り組むべき研究要素が含まれるか。また、研究開発によって得られる成果が新製品・新サービスの創出や既存製品等の改善に必要かどうか。

②新規性

これまでに研究されていない内容を含んでいる等の新規性があるかどうか。

Ⅱ. 実現可能性の評価

①製品化可能性

研究開発が順調に進むことにより、新製品・新サービス創出や既存製品等の改善が可能かどうか。

②事業化可能性

新製品・新サービス等が事業として展開でき、売上が見込めるかどうか。

③市場規模

新製品・新サービス等の事業が進出する市場の規模を適切に把握しているか。また、将来性はあるかどうか。

Ⅲ. 地域振興に関する評価

沖縄型産業の創出および地域振興の可能性

提案内容は、本県が有する資源および特性等を活かしたものであるか。また、研究開発成果による地域振興への貢献が期待できるかどうか。

(3) 採択までのスケジュール

2019年	4月1日(月)	公募開始、相談受付開始
	5月29日(水)	相談期間終了
	5月30日(木)	提案書類受付開始
	5月31日(金)	提案書類受付終了(17:00〆切)
	6月上旬	一次審査、一次審査結果通知
	6月中旬	審査委員会、採否決定・通知
	7月上旬	契約締結、プロジェクト開始

(4) 結果の通知

一次審査および審査委員会終了後、提案企業に対して、採択の可否を通知します。

4. プロジェクトの実施

(1) 契約の締結

採択された企業は、事務局との間でプロジェクト実施に関する契約を締結します。ただし、その際の契約金額は必ずしも提案金額とは一致しません。また、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができない場合もありますのでご注意ください。

(2) プロジェクト支援費

事務局が提供するプロジェクト支援費は、プロジェクトの遂行に直接必要な経費および実施内容のとりまとめに必要な経費とします。プロジェクト支援費の支払いは、**原則として契約期間終了後の支払いとなります(それまでの間は原則として提案企業の立替払いとなります)**。ただし、必要に応じてかかった費用の支払いを行う場合があります。

(3) プロジェクト実施中の連絡調整等

提案企業は、事務局との契約に基づきプロジェクトを進めるにあたり、事務局の求めに応じてプロジェクトの進捗状況、経費管理等についてすみやかに報告するようお願い致します。

また、必要に応じて事務局が行う調査等にご協力をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

(4) プロジェクト終了時の手続き

提案企業は、プロジェクト終了時に「成果報告書(パワーポイント資料)」を作成して提出するとともに、自社、連携企業、大学等の証憑類をもとに執行状況を確認・整理した上で、各々の「経費使用明細書」をとりまとめます。さらに、事務局の求めに応じて、資料を提出するものとします。事務局は、これらの書類に基づき、経費が適切に執行されたか検査をします。検査により認められた経費をプロジェクト支援費として支払います。

(5) プロジェクトの成果と報告義務

①成果報告書

提案企業は、プロジェクト実施期間終了時に、自社、大学等、連携企業等が実施した研究開発の結果を取りまとめた「成果報告書（パワーポイント資料）」を事務局に提出します。

本事業では、プロジェクト実施期間終了後の令和 2 年 3 月上旬に成果報告会を予定しており、提案企業は、「成果報告書（パワーポイント資料）」を用いてプロジェクトの取り組み成果を発表していただきます。

なお、「成果報告書（パワーポイント資料）」は、事務局が取りまとめた上で、本事業の成果報告書として公開します。ただし、必要に応じて、提案企業と事務局が協議し、公開する内容を決定します。

②特許出願等について

本研究開発の実施により発明等がなされ、特許出願等を行う予定が生じた場合は、速やかに事務局に連絡してください。

特許を受ける権利等に関しては発明者が所属する法人の規定等に則って整理してください。

また、協同して研究開発を進める大学等や連携企業等に、発明等の取り扱いに関する規定がある場合は、その後の事業展開への影響等をよく検討して契約してください。不明な点は、事務局にお問い合わせください。

③アンケート調査等の実施

事業期間終了後に、本事業の成果等を把握するために事務局が実施するアンケート調査等にご協力いただきます。

5. 事業費の積算書作成について（提案書【様式5】参照）

提案企業は、自社や大学等、連携企業等も含めたプロジェクト全体の総事業費について、大学等や連携企業等と調整し、積算書を取りまとめるものとします。また、提案企業は一切の管理責任を負うものとします。

本事業は、必要機器等を保有している大学等と協同してプロジェクトを進めることを前提としているため、原則として機器や備品等の購入を認めていません。ただし、事務局と協議の上、プロジェクトの遂行に必要と認められる場合は、購入を認める場合があります。

また、プロジェクトに直接従事した研究者や企業の職員等の労務費の計上も認められません。
総事業費とは、プロジェクト全体に必要な費用を指し、「事業戦略等の構築検討プロジェクト」におけるプロジェクト支援費とは総事業費全体の 2/3 以内、上限 100 万円(税込)、「研究開発プロジェクト」におけるプロジェクト支援費とは総事業費全体の 2/3 以内、上限 200 万円(税込)となります。例えば、事業戦略の構築検討プロジェクトにかかる総事業費が 150 万円であればプロジェクト支援費は 100 万円、自己負担は 50 万円となります。

具体的には次の項目の経費とします。

I 消耗品その他の経費

①消耗品費

プロジェクトの実施に直接要した資材や部品、材料等の購入に要した経費。

消耗品については1点あたり3万円未満（税込）とします。

②旅費・交通費

プロジェクトを遂行するために特に必要とした旅費、滞在費および交通費であって、執行する法人の旅費規程等により算定された経費。

③その他特別費

以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。

例：分析依頼費、外注費、補助員雇上費、謝金、通信運搬費、賃借料等。

II 委託費

委託費は、提案企業が提案企業以外の機関（例えば、大学等や連携企業等）に、プロジェクトテーマに関連する業務を実施してもらうために要する経費。

委託先の機関は、提案企業と協議し、上記 I に定める費目①、②、③に準じて経費の積算を行って下さい。

III 消費税および地方消費税

上記 I から II の項目は消費税および地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税および地方消費税率を乗じて得た額。

なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税および地方消費税欄に記載してください。

株式会社 沖縄TLO

平成 31 年度

産学官連携推進ネットワーク形成事業 事務局

(担当：玉城、^{たましろ}荻堂、又吉、高野、照屋、大城、廣瀬)

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

国立大学法人琉球大学 産学官連携棟 3F

TEL : 098-895-1701 FAX : 098-993-7677

E-mail : nw@okinawa-tlo.com

HP : <http://www.okinawa-tlo.com/>
